

令和8年6月23日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦 様

監事 秋山 久史

監事 池田 雅英

監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日までににおける長崎県公立大学法人の業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私ども監事は、両名で定めた監査の方針に従い、理事会その他重要な会議にかかる資料、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、各部門責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、書面の査閲等によりこれを確かめました。さらに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書に関し、監査の方法の概要について報告並びに説明を受け、検討を加えました。また、本年度は第4期中期目標期間の3年度であることから、同中期計画の達成に向けた各部局の実施状況などを重点に監査を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人九州共同会計事務所の監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く）は、長崎県公立大学法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を適正に表示していると認める。
- (3) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合していると認める。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (6) 決算報告書は、長崎県公立大学法人の予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (7) 中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に取り組まれているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (8) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適

正を確保するための体制の整備及び運用について確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。

- (9) 役員の業務執行に関しては、不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実とは認められない。なお、役員と長崎県公立大学法人との利益相反取引は認められない。

以 上